

一般廃棄物処理施設設置許可申請等の手引き



福島県ごみ減量化・リサイクル推進
マスコットキャラクター
「リーフンクル」

福島県生活環境部一般廃棄物課

令和7年4月作成

目次

I	はじめに	1
II	申請・届出窓口	3
III	申請手数料	4
IV	事前協議	5
V	申請書等の作成・提出	
1	一般廃棄物処理施設許可申請	21
2	一般廃棄物処理施設変更許可申請	25
3	一般廃棄物処理施設軽微変更届出	28
4	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請	30
5	一般廃棄物処理施設の合併及び分割許可申請	31
6	一般廃棄物処理施設相続届出	33
7	一般廃棄物処理施設設置特例届出	34
8	特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の種類変更等の届出	37
9	添付書類の詳細	39
10	添付書類の省略について	41
11	生活環境に及ぼす影響についての調査を記録した書類	42
VI	一般廃棄物処理施設許可申請等の受理後の主な手続き	46
VII	一般廃棄物処理施設の使用開始後の主な手続き	48
	様式集	49
	・事前協議様式	
	第1号 一般廃棄物処理施設設置等事業計画書	51
	別紙1 中間処理施設概要書	52
	別紙2 最終処分場概要書	54
	別紙3 一般廃棄物処理施設設置等に係る地元住民等との調整状況調査	56
	第4号 一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書	57
	・細則様式	
	第1号 一般廃棄物処理施設設置申請書	59
	第3号 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	63
	第3号の2 一般廃棄物処理施設定期検査申請書	64
	第4号 一般廃棄物処理施設変更許可申請書	65
	第5号 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	69
	第6号 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	70
	第7号 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	72
	第11号 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	74

第 12 号	合併・分割認可申請書	77
第 13 号	相続届出書	81
第 21 号	一般廃棄物処理施設設置特例届出書	83
第 23 号	特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の種類変更等届出書	84
・その他様式	誓約書	86
	欠格要件について	87

I はじめに

- 1 この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定する以下の表 I の一般廃棄物処理施設の許可申請等について、市町村等を除く者が当該申請等を円滑に実施できるようにするために作成したものです。

表 I 設置許可の対象となる処理施設

		施設の種類	許可が必要な施設 ^{※2}
1	中間処理施設	ごみ処理施設（焼却施設を除く施設） ^{※1}	処理能力が 5 t/日以上
		ごみ処理施設（焼却施設）	処理能力が 200kg/h 以上、 又は火格子面積が 2 m ² 以上
2		し尿処理施設（浄化槽を除く）	処理能力に関係なく許可が必要
3	最終処分場		処理能力に関係なく許可が必要

※1 例として、堆肥化施設、破砕施設、固形燃料化施設、選別施設など

※2 処理能力とは、処理計画量や処理実績量に基づくものではなく、設置する一般廃棄物処理施設で処理することが想定される一般廃棄物に応じて、当該処理施設で処理することができる最大処理可能量として扱う。

- 2 この手引きで対象としているのは、以下の申請等です。

- (1) 一般廃棄物処理施設設置等事業計画書
- (2) 一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書
- (3) 一般廃棄物処理施設許可申請
- (4) 一般廃棄物処理施設変更許可申請
- (5) 一般廃棄物処理施設軽微変更届出
- (6) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請
- (7) 一般廃棄物処理施設の合併及び分割許可申請
- (8) 一般廃棄物処理施設相続届出
- (9) 一般廃棄物処理施設設置特例届出
- (10) 特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類変更等の届出

【様式のリンク先】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/tebiki.html>

3 一般廃棄物の処理は、市町村が法第6条に基づき策定した一般廃棄物処理計画に従い、実施することとされており、一般廃棄物処理施設の設置が当該計画と整合が図られている必要があることから、事前に関係市町村との協議が必要になります。

4 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれか(欠格要件)に該当する者が申請者の場合は、申請しても許可されないことにご留意願います。詳しくは87頁の「欠格要件について」をご確認ください。

5 関連法令等リンク先(括弧内は本手引きでの略称)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(法)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/346C00000000300>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(規則)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/346M50000100035/>

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(細則)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/tebiki.html>

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例(手数料条例)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/tebiki.html>

○福島県産業廃棄物処理指導要綱(要綱)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku037.html>

Ⅱ 申請・届出窓口

以下の市町村で一般廃棄物処理施設に関する許可や届出を行いたい場合は、まずは該当する地方振興局へ事前に電話連絡願います。

中核市である福島市、郡山市、いわき市で一般廃棄物処理施設に関する許可申請や届出を行いたい場合は、それぞれの市役所に相談願います。

表Ⅱ 地方振興局の連絡先等

地方振興局	担当部課名	電話番号	管轄市町村
県北	県民環境部環境課	024-521-2722	二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中	県民環境部環境課	024-935-1502	須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南	県民環境部環境課	0248-23-1421	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	県民環境部環境課	0242-29-3908	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
南会津	県民環境部 県民環境課	0241-62-2061	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双	県民環境部環境課	0244-26-1237	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

Ⅲ 申請手数料

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例に基づき、以下の各種申請の際に表Ⅲのとおりの手数料がかかり、福島県収入証紙で納付しなければなりません。

福島県収入証紙の購入については、以下のホームページを参考としてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01220a/syunyu.html>

なお、申請手数料は、申請を取り下げた場合や不許可になった場合であっても返還されません。

表Ⅲ 申請の種類及び手数料等

名称		金額
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1)法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの ……告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場	130,000 円
	(2)その他の一般廃棄物処理施設に係るもの ……(1)に係るもの以外	110,000 円
一般廃棄物処理施設設置許可証再交付手数料		300 円
一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1)法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの ……告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場	120,000 円
	(2)その他の一般廃棄物処理施設に係るもの ……(1)に係るもの以外	100,000 円
一般廃棄物処理施設の変更許可証再交付手数料		300 円
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		70,000 円
一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料		70,000 円

IV 事前協議

当県では、産業廃棄物処理施設設置許可（又は変更）申請の手続きの前に、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「福島県産業廃棄物処理指導要綱」（以下、「要綱」という。）の第3章により事前協議の手続きを経ることとしていますが、一般廃棄物処理施設設置許可（又は変更）申請の手続きにおいても、別紙フロー図のとおり当該要綱の第3章に準じて事前協議を行っていただくようにしています。

1 事業計画書の提出等

(1) 事業計画書の作成

一般廃棄物処理施設設置等事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を作成して、所轄の地方振興局長の求めに応じた部数を提出してください。

ただし、法第8条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る法第8条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準（以下「構造基準等」という。）が改正された場合において、当該構造基準等に適合するように当該一般廃棄物処理施設の構造若しくは規模の変更をしようとするとき、又は国、県、市町村（以下「国等」という。）若しくは国等から一般廃棄物処理施設の設置の委託を受けた者が、災害の復旧のため緊急に設置する必要があると知事が認める一般廃棄物処理施設を設置し、若しくは構造若しくは規模の変更をしようとするときは、この限りではありません。

(2) 事業計画書の添付書類

申請書には以下の書類を添付してください。

ア（設置等予定者が、個人の場合） 住民票の写し （設置等予定者が、法人の場合） 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
イ 施設設置等予定地の位置図（国土地理院発行の縮尺 25,000 分の1の地形図）
ウ 施設設置等予定地の付近の見取図（施設の位置、処理水等の放流先、搬入道路及び周辺居住者等の状況）
エ 施設設置等予定地の登記簿の謄本及び当該土地の公図の写し（予定地及び隣接地の所有者、地目、地番及び面積）
オ 施設設置等予定地及びその周辺の現況写真（撮影位置及び方向を示す地図）
カ 中間処理施設にあつては、処理工程図、仕様書及び設計計算書
キ 最終処分場にあつては、平面図及び縦横断面図
ク 公害防止施設の処理工程図及び仕様書
ケ 計画地周辺の居住者一覧表

<p>コ 施設設置等予定地の所有権を有しない場合は、当該土地の所有者の同意書等（同意書、又はこれに類する書類。以下同じ。）の写し</p>
<p>サ 同意に関する書類</p> <p>(ア) 施設設置等予定地に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し</p> <p>(イ) 施設設置等予定地に隣接する土地の登記簿の謄本</p> <p>(ウ) 施設設置等予定地周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し</p> <p>(エ) 一般廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し</p> <p>(オ) 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し</p> <p>(カ) 地区代表者の同意書等の写し</p> <p>(キ) 関係市町村長との協定書の写し</p>
<p>シ 施設設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p>
<p>ス 焼却施設又は最終処分場にあつては、次の書類</p> <p>(ア) 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業経歴書 ・ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類 <p>(イ) 設置等予定者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(ウ) 設置等予定者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(エ) 設置等予定者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員住民票の写し</p> <p>(オ) 設置等予定者が個人である場合には、住民票の写し</p> <p>(カ) 設置等予定者が法第7条第5項第2号リに規定する未成年者の場合には、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(キ) 設置等予定者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本</p> <p>(ク) 設置等予定者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し</p> <p>(ケ) 法第7条第5項第2号イからルまでに該当しない旨を誓約する書類</p> <p>(コ) ダイオキシン類に係る環境基準の確保に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の周辺の大気環境又は施設からの放流水が流入する公共用水域に含まれるダイオキシン類の量について調査した結果を記載した書類 ・ ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づく環境基準の確保が困難にならないことを記載した書類

セ 他法令による規制の状況を記載した書類
ソ 施設の変更計画の場合にあっては、変更事項の対比表

(3) 事業計画の立案

事業計画書に係る一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画の立案に当たっては、法令、条例及び規則に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」（非公表資料なので、地方振興局の執務室で確認してください）を準用して遵守してください。

(4) 事業計画書の意見聴取、住民周知

事業計画書は、関係市町村により広報誌等により住民に周知され、当該計画書について当該市町村の意見が聴取されます。

(5) 事業計画書の公告等

一般廃棄物課のホームページに次に掲げる事項が公告されます。

ア 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 一般廃棄物処理施設の設置等予定地区

ウ 一般廃棄物処理施設の種類

エ 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 関係する他の行政機関の長への意見聴取

(4)の市町村の意見を踏まえて、関係する他の行政機関の長に当該事業計画書を送付し、当該事業計画と土地利用計画との整合性及び関係法令等による規制状況について、当該行政機関の意見が聴取されます。

(7) 一般廃棄物処理施設の設置等予定地の調査

地方振興局が必要に応じて一般廃棄物処理施設の設置等予定地の調査を実施しますので、指示を受けてください。地方振興局は市町村の意見及び関係する他の行政機関の意見を踏まえて当該事業計画の内容を審査し、当該一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更に当たって必要な事項について通知します。

(8) 必要な措置を講じるための調整等

(7)により必要な事項についての通知を受けたときは、当該事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係市町村及び関係行政機関等との調整、協議等（以下「調整等」という。）を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果について所轄の地方振興局に報告してください。

(9) 事業計画書の返戻

(7)による通知をしてから3年以内に調整等が終了していない事業計画については、当該計画が廃止されたものとみなし、その事業計画書を返戻しますので、ご留意ください。

2 環境影響調査の実施

(1) 環境影響評価の実施（法又は条例に基づく対象事業の場合）

環境影響調査（環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に規定する対象事業（以下「環境影響評価対象事業」という。）にあっては、同法又は同条例に規定する環境影響評価）の実施について地方振興局から通知されますので、実施してください。

【法又は条例に基づく対象事業の規模要件】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/eia-gaiyou.html>

(2) 環境影響調査書の作成

一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、調査の結果等を記載した書類（以下「環境影響調査書」という。）を作成してください。

ただし、3の2(3)に規定する環境影響評価書を作成する者については、この限りではありません。

環境影響調査については、Vの「11 生活環境に及ぼす影響についての調査を記録した書類」を確認してください。

3 事前協議書の提出等

(1) 事前協議書の作成

一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第4号。以下「事前協議書」という。）に2(2)の環境影響調査書を添えて、所轄の地方振興局長へ提出し、協議してください。ただし、1(1)ただし書の規定により、事業計画書の提出を要しない場合は、この限りではありません。

(2) 事前協議書の添付書類

事前協議書には、場合に応じて以下の書類等を添付してください。

●中間処理施設（ごみ処理施設又はし尿処理施設）の設置に係る添付書類
(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び当該申請書等に係る次の書類等
ア 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
(ア) 一般廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
a 中間処理施設の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
b 事務所の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
c 設置予定場所の敷地内での施設の配置図
(イ) 一般廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類
(ウ) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面等
a 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
b 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭をいう）

<p>以下同じ。) 防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図</p> <p>c 保管施設の面積及び容量の計算書</p> <p>d 保管施設の平面図、立面図及び構造図</p> <p>(エ) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図</p> <p>(オ) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表</p> <p>(カ) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面</p> <p>a 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図</p> <p>b 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図</p> <p>イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等</p> <p>(ア) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表</p> <p>(イ) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表</p> <p>(ウ) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に関する次の書類等</p> <p>a 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの 騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度</p> <p>b 操業期間中の維持管理計画で次の事項を記載したもの 各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト</p> <p>c 一般廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画</p> <p>d 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図</p> <p>ウ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類等 事業の概要、一般廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う一般廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの</p>
<p>(2) 中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書</p> <p>ア 中間処理施設の設計計算書及び仕様書</p> <p>イ 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図</p> <p>ウ 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法</p> <p>エ 類似施設における試験検査成績書の写し</p> <p>オ 降雪及び凍結の対策</p> <p>カ 中間処理施設（関連施設を含む。）を設置する土地（以下「処理場」という。）の面積計算書</p> <p>キ 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）</p> <p>ク 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）</p> <p>ケ 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図</p> <p>コ 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を</p>

有することを証する書類
(3) 中間処理施設の処理工程図
(4) 中間処理施設の付近の見取図
(5) 中間処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 ア 事業経歴書 イ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
(6) 中間処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類
(7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
(11) 申請者が法第7条第5項第2号リ規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
(12) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員 の住民票の写し
(13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
(14) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(15) 法第7条第5項第2号イからルまでに該当しない旨を誓約する書類
(16) 中間処理施設の用地に関する書類等 ア 処理場及び搬入道路を設ける場合にあつては、当該土地（以下「搬入道路用地」という。）の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。） イ 処理場及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（処理場の境界を示すこと。） ウ 処理場及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類
(17) 同意に関する書類 ア 処理場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し イ 処理場に隣接する土地の登記簿の謄本 ウ 処理場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し エ 一般廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並び

に居住者の一覧表及び同意書等の写し オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し カ 地区代表者の同意書等の写し キ 関係市町村長との協定書の写し
(18) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し

●中間処理施設（ごみ処理施設又はし尿処理施設）の変更に係る添付書類
(1) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書及び当該申請書等に係る次の書類等 ア 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等 (ア) 一般廃棄物処理施設の位置に関する次の図面 a 中間処理施設の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 5,000 分の 1 まで） b 事務所の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 5,000 分の 1 まで） c 設置予定場所の敷地内での施設の配置図 (イ) 一般廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類 (ウ) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面等 a 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 b 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 c 保管施設の面積及び容量の計算書 d 保管施設の平面図、立面図及び構造図 (エ) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図 (オ) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表 (カ) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面 a 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図 b 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図 イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等 (ア) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表 (イ) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表 (ウ) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に関する次の書類等 a 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの 騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度 b 操業期間中の維持管理計画で次の事項を記載したもの

<p>各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト</p> <p>c 一般廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画</p> <p>d 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図</p> <p>ウ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類等 事業の概要、一般廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う一般廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの</p>
<p>(2) 変更後の中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書</p> <p>ア 中間処理施設の設計計算書及び仕様書</p> <p>イ 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図</p> <p>ウ 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法</p> <p>エ 類似施設における試験検査成績書の写し</p> <p>オ 降雪及び凍結の対策</p> <p>カ 処理場の面積計算書</p> <p>キ 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）</p> <p>ク 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）</p> <p>ケ 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図</p> <p>コ 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類</p>
<p>(3) 省令第3条第2項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</p>
<p>(4) 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図</p>
<p>(5) 変更後の中間処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <p>ア 事業経歴書</p> <p>イ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類</p>
<p>(6) 変更後の中間処理施設の維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類</p>
<p>(7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>
<p>(8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>
<p>(9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p>
<p>(10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し</p>
<p>(11) 申請者が法第7条第5項第2号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し</p>
<p>(12) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号又の規定する役員</p>

の住民票の写し
(13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
(14) 申請者に政令第 4 条の 7 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(15) 法第 7 条第 5 項第 2 号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
(16) 中間処理施設の用地に関する書類等 ア 処理場及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。） イ 処理場及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（処理場の境界を示すこと。） ウ 処理場及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類
(17) 同意に関する書類 ア 処理場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し イ 処理場に隣接する土地の登記簿の謄本 ウ 処理場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し エ 一般廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し カ 地区代表者の同意書等の写し キ 関係市町村長との協定書の写し
(18) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
(19) 変更事項対比表

●最終処分場の設置に係る添付書類
(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び当該申請書等に係る書類等 ア 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等 (ア) 一般廃棄物処理施設の位置に関する次の図面 a 最終処分場の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 5,000 分の 1 まで） b 事務所の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 5,000 分の 1 まで） c 設置予定場所の敷地内での最終処分場の配置図 (イ) 一般廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類 (ウ) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面 a 最終処分場の構造を明らかにする平面図、縦横断面図及び構造図 b 浸出液調整槽及び浸出液処理施設の平面図、断面図、構造図及び配置図

- c 浸出液集排水施設及びガス抜き施設の構造図
 - d 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - e 求積図及び切土盛土図
 - (エ) 処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
 - (オ) 設計計算上達成することができる放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
 - (カ) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面
管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
 - イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等
 - (ア) 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - (イ) 放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - (ウ) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に関する次の書類等
 - a 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの
騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度
 - b 埋立期間中及び埋立終了後の維持管理計画で次の事項を記載したもの
各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
 - c 一般廃棄物、地下水、浸出液原水、放流水及び公共用水域の監視計画
 - d 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
 - e 跡地利用計画
 - ウ 災害防止のための計画に係る書類であって、次の事項を記載したもの
災害防止計画で次の事項を記載したもの
 - (ア) 一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - (イ) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - (ウ) 火災の発生の防止に関する事項
 - (エ) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項
 - エ 埋立処分の計画に係る書類
埋立方式、埋立順序、埋立法面の形成、埋立高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年次別埋立処分計画等について記載したもの
 - オ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類
事業の概要、一般廃棄物の搬入の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う一般廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの
- (2) 最終処分場の構造を明らかにする設計計算書
- ア 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立容量の設計書
 - イ 建造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）
 - ウ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池につ

いて記載したもの) エ 湧水排除の設計計算書 オ 浸出液集排水施設の設計計算書（堅型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書 カ 浸出液調整槽の設計計算書並びに浸出液処理施設の設計計算書及び処理工程図 キ 降雪及び凍結の対策 ク 遮水工 ケ 土量計算書及び土えん堤の築堤方法 コ 砕石、管、シート、ベンチフリウム等の試験結果書 サ 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
(3) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
(4) 最終処分場付近の見取図
(5) 最終処分場の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
ア 事業経歴書
イ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
(6) 最終処分場の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類
(7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
(11) 申請者が法第7条第5項第2号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
(12) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号又の規定する役員 の住民票の写し
(13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
(14) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(15) 法第7条第5項第2号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
(16) 最終処分場の用地に関する書類等
ア 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面

<p>積の記載を含む。)</p> <p>イ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（最終処分場の境界を示すこと。）</p> <p>ウ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類及び最終処分場の土地所有者の誓約書（埋立終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至るまでの間の跡地利用の制限を受けることについて記載したもの）</p>
<p>(17) 同意に関する書類</p> <p>ア 最終処分場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し</p> <p>イ 最終処分場に隣接する土地の登記簿の謄本</p> <p>ウ 最終処分場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し</p> <p>エ 一般廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し</p> <p>オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し</p> <p>カ 地区代表者の同意書等の写し</p> <p>キ 関係市町村長との協定書の写し</p>
<p>(18) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し</p>

<p>●最終処分場の変更に係る添付書類</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書及び当該申請書等に係る書類等</p> <p>ア 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等</p> <p>(ア) 一般廃棄物処理施設の位置に関する次の図面</p> <p>a 最終処分場の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 5,000 分の 1 まで）</p> <p>b 事務所の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 5,000 分の 1 まで）</p> <p>c 設置予定場所の敷地内での最終処分場の配置図</p> <p>(イ) 一般廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類</p> <p>(ウ) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面</p> <p>a 最終処分場の構造を明らかにする平面図、縦横断面図及び構造図</p> <p>b 浸出液調整槽及び浸出液処理施設の平面図、断面図、構造図及び配置図</p> <p>c 浸出液集排水施設及びガス抜き施設の構造図</p> <p>d 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図</p> <p>e 求積図及び切土盛土図</p> <p>(エ) 処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図</p> <p>(オ) 設計計算上達成することができる放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表</p> <p>(カ) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面</p>
--

<p>管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図</p> <p>イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等</p> <p>(ア) 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表</p> <p>(イ) 放流水の水質の測定頻度に関する一覧表</p> <p>(ウ) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に関する次の書類等</p> <p>a 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの 騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度</p> <p>b 埋立期間中及び埋立終了後の維持管理計画で次の事項を記載したもの 各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト</p> <p>c 一般廃棄物、地下水、浸出液原水、放流水及び公共用水域の監視計画</p> <p>d 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図</p> <p>e 跡地利用計画</p> <p>ウ 災害防止のための計画に係る書類であって、次の事項を記載したもの 災害防止計画で次の事項を記載したもの</p> <p>(ア) 一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項</p> <p>(イ) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項</p> <p>(ウ) 火災の発生の防止に関する事項</p> <p>(エ) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項</p> <p>エ 埋立処分の計画に係る書類 埋立方式、埋立順序、埋立法面の形成、埋立高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年次別埋立処分計画等について記載したもの</p> <p>オ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類 事業の概要、一般廃棄物の搬入の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う一般廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの</p>
<p>(2) 変更後の最終処分場の構造を明らかにする設計計算書</p> <p>ア 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立容量の設計書</p> <p>イ 建造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）</p> <p>ウ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）</p> <p>エ 湧水排除の設計計算書</p> <p>オ 浸出液集排水施設の設計計算書（堅型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書</p> <p>カ 浸出液調整槽の設計計算書並びに浸出液処理施設の設計計算書及び処理工程図</p> <p>キ 降雪及び凍結の対策</p> <p>ク 遮水工</p>

ケ 土量計算書及び土えん堤の築堤方法
コ 砕石、管、シート、ベンチフリューム等の試験結果書
サ 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
(3) 省令第3条第2項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
(4) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
(5) 変更後の最終処分場の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
ア 事業経歴書
イ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
(6) 変更後の最終処分場の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類
(7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
(11) 申請者が法第7条第5項第2号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
(12) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号又の規定する役員 の住民票の写し
(13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
(14) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(15) 法第7条第5項第2号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
(16) 最終処分場の用地に関する書類等
ア 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
イ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（最終処分場の境界を示すこと。）
ウ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類及び最終処分場の土地所有者の誓約書（埋立終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至るまでの間の跡

地利用の制限を受けることについて記載したもの)
(17) 同意に関する書類 ア 最終処分場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し イ 最終処分場に隣接する土地の登記簿の謄本 ウ 最終処分場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し エ 一般廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し カ 地区代表者の同意書等の写し キ 関係市町村長との協定書の写し
(18) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
(19) 変更事項対比表

【備考】

事業計画書で添付した書類を事前協議書で流用して再添付することは差し支えありません。

(3) 事業計画の立案

事前協議書に係る一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」（非公表資料なので、地方振興局の執務室で確認してください）を準用して遵守してください。

(4) 事前協議書の受付

(3) の各基準に対する適合性及び設置等予定者に係る従来からの廃棄物の処理に関する改善命令、改善勧告等の履行状況を調査し、明らかに不相当と認められる事前協議書は、受け付けることができないのでご留意ください。

(5) 事前協議書の公告等

一般廃棄物課のホームページに次に掲げる事項が公告されます。

- ア 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 一般廃棄物処理施設の設置等予定地区
- ウ 一般廃棄物処理施設の種類
- エ 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 事前協議書の周知

当該事前協議書に係る関係市町村が当該事前協議書の概要を広報誌等により住民に周知します。

3の2 環境影響評価対象事業に係る事前協議書の提出等

(1) 事業計画の立案

環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例の規定により環境影響評価準備書を縦覧に供するまでに、所轄の地方振興局長と協議のうえ、当該事業に係る一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画を立案してください。

(2) 必要な事項の指導

(1)の計画立案に対して、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」に基づき必要な事項について指導されます。

(3) 事前協議書に係る協議

環境影響評価対象事業に係る設置等予定者に、事前協議書に環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する環境影響評価書を添えて、所轄の地方振興局長へ提出し、協議してください

(4) 3 (2) から (6) までの規定は、前項の協議について準用します。

4 事前協議終了の通知等

(1) 事前協議終了の通知

事前協議書の内容に支障がないと認められた場合は、その旨が通知されますので、次章以降の手続きに移行してください。

(2) 事前協議書の返戻

受け付けられてから2年以内に前項の規定による通知がされていない事前協議書については、設置等予定者が当該事前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻しますので、ご注意ください。

V 申請書等の作成・提出

- ・ 以下、1～8における様式中の※印の欄には何も記載しないでください。
- ・ 申請(届出)年月日について、申請(届出)時には空欄とし、申請(届出)書に不備がないことを担当の職員が確認した後に記載してください。

1 一般廃棄物処理施設許可申請

(法第8条第1項関係、細則様式第1号)

(1) 提出部数・提出先と手数料

細則様式第1号の申請書及び添付書類を所轄の地方振興局長に正本1部、副本1部の計2部（又は焼却施設及び最終処分場は意見を聴取する関係市町村数、縦覧用及び専門的知識を有する者の意見聴取用の副本を必要部数）を提出してください。

手数料はⅢ 申請手数料のとおりです。

(2) 申請書及び添付書類

【申請書第1面】

(1) 申請者住所及び氏名

- ・ 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記載してください。
- ・ 個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記載してください。

(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

- ・ 一般廃棄物処理施設を設置することを予定している場所の所在地の住所を記載してください。

(3) 一般廃棄物処理施設の種類

- ・ ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場の別を記載してください。
- ・ ごみ処理施設の場合には、焼却施設、破碎施設等の具体的な処理施設の種類を括弧書きで記載してください。

(4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

- ・ 処理する具体的な一般廃棄物の種類（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等）をすべて記載してください。

(5) 着工予定年月日

- ・ 申請時点における一般廃棄物処理施設の着工予定年月日を記載してください。

(6) 使用開始予定年月日

- ・ 申請時点における一般廃棄物処理施設の使用開始予定日を記載してください。

(7) 一般廃棄物処理施設の処理能力

- ・ 1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらに乗じて得た1日当たりの処理能力を記載してください。
- ・ 最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所

<p>の面積及び埋立容量を記載してください。</p>
<p>(8) 一般廃棄物処理施設の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> 「別紙のとおり」といった旨を記載し、設置予定場所の敷地内での施設の配置を図面に記載したうえで申請書に添付してください。
<p>(9) 一般廃棄物処理施設の処理方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置する施設の具体的な処理方式を記載してください。例えば、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン式、流動床方式等
<p>(10) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「別紙のとおり」といった旨を記載し、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を記載したうえで申請書に添付してください。
<p>(11) 処理に伴い発生する排ガス及び排水</p> <ul style="list-style-type: none"> 「別紙のとおり」といった旨を記載し、排ガス及び排水の処理方法について、処理系統図を添付してください。 排ガスについては排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設置位置及び高さ等を、排水については排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載してください。
<p>(12) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値</p> <ul style="list-style-type: none"> 定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。
<p>(13) その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の構造等（囲い（門扉を含む。）、管理事務所、災害防止設備、保管設備に関する図面等）に関して特記事項がある場合に記載してください。

<p>【申請書第2面】</p>
<p>(14) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設に係る周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。
<p>(15) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら実施することとした排ガス等の測定頻度、箇所数等を記載してください。
<p>(16) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検等に関する内容（施設の清掃、事故・火災防止対策、異常発生時の対応等に関する事項）、頻度等を記載してください。
<p>(17) ごみ処理施設の場合、処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理に伴い発生する一般廃棄物ごとに処分先、処分方法等を具体的に記載してください。
<p>(18) し尿処理施設の場合、処理に伴い生ずる汚泥等の処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理に伴い発生する汚泥等の一般廃棄物ごとに処分先、処分方法等を具体

的に記載してください。
(19) 埋立処分の計画（最終処分場の場合） <ul style="list-style-type: none"> 埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び埋立処分の終了後に行う維持管理の内容
(20) 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 当該一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入及び処理残渣等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載してください。

【申請書第3面】
(21) 申請者 <ul style="list-style-type: none"> 個人である場合には、氏名、生年月日、本籍及び住所を住民票のとおりに記載してください。（住所については丁目・番地・号は省略しない。） 法人である場合には、登記上の法人名及び住所を記載してください。
(22) 法定代理人 <ul style="list-style-type: none"> 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者であり、その法定代理人が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍及び住所を住民票のとおり記載してください。（住所については丁目・番地・号は省略しない。） 法定代理人が法人の場合は、登記上の法人名、住所並びにその代表者の職名及び氏名を記載してください。また、当該法人役員の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載してください。（住所については丁目・番地・号は省略しない。）
(23) 役員（申請者が法人である場合） <ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合には、役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載してください。（住所については丁目・番地・号は省略しない。）

【申請書第4面】
(24) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき） <ul style="list-style-type: none"> 発行済株式総数又は出資の額を記載してください。 該当する者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍及び住所（住所については丁目・番地・号は省略しない。）
(25) 政令第4条の7に規定する使用人 <ul style="list-style-type: none"> 当該使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載してください。（住所については丁目・番地・号は省略しない。）

※政令第4条の7に規定する使用人とは次に掲げるものの代表者であるもの。

- 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの。

【添付書類】
①当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
②中間処理施設にあつては、処理工程図（最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面）
③当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
④当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
⑤当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
⑥申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑦申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑧申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
⑨申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載があるものに限る。以下同じ。）
⑩申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
⑪申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
⑫申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
⑬申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
⑭申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
⑮当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果

を記載した書類

- ・ **V**の「11 生活環境に及ぼす影響についての調査を記録した書類」を確認してください。

2 一般廃棄物処理施設変更許可申請

(法第9条第1項関係、細則様式第4号)

(1) 変更許可を要する変更事項

設置が許可された施設について次のア～オの各号のいずれかに該当する変更をする場合、変更許可申請が必要になります。

- ア 処理施設において処理する一般廃棄物の種類の変更（当該変更に伴い、次のイからエに該当する場合に限る。）
- イ 処理施設の処理能力（最終処分場にあつては埋立面積及び埋立容量）の変更であつて当該処理能力が10パーセント以上増大されるに至るもの。
- ウ 処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更であつて、以下に定めるもの。
- (ア) 処理施設の位置又は処理方式に係る変更
- (イ) 処理施設の構造及び設備に係る変更であつて、次のaからdまでに掲げる処理施設の種類に応じ、当該aからdまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの。
- a 焼却施設 焼却室
- b 高速堆肥化処理施設 発酵槽
- c 破碎施設 破碎機
- d し尿処理施設 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備、湿式酸化処理設備、活性汚泥法処理設備又は生物化学的脱窒素処理設備
- e 最終処分場 遮水層又は擁壁若しくはえん堤
- エ 処理施設の維持管理に関する計画の変更であつて、以下に定めるもの。
- (ア) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。）
- (イ) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更
- (ウ) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項の変更
- (エ) その他処理施設の維持管理に関する事項の変更
- (イ)、(ウ)、(エ)は周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることになるもののみを行う場合を除く。

オ 上記によらず、平成10年6月16日以前に設置許可を受けた施設で、同年6月17日以後最初の変更となる場合は、上記イ及び主要な施設の変更として以下に定めるもの。

- (ア) ごみ処理施設 燃焼設備、排ガス処理設備及び排水処理設備の単位操作、方式の変更
- (イ) し尿処理施設 処理方式の変更
- (ウ) 最終処分場 擁壁、えん堤等の設備、しゃ水工、浸出液処理設備の構造の変更（新設及び撤去を含む。）

(2) 提出部数・提出先と手数料

細則様式第4号の申請書及び添付書類を所轄の地方振興局長に正本1部、副本1部の計2部（焼却施設及び最終処分場は意見を聴取する関係市町村数、縦覧用及び専門的知識を有する者の意見聴取用の副本を必要部数）を提出してください。

手数料は **Ⅲ 申請手数料** のとおりです。

(3) 申請書及び添付書類

1 と重複する項目についての記載要領を割愛します。

【申請書第1面】
(1) 申請者住所及び氏名
(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
(3) 一般廃棄物処理施設の種類
(4) 許可の年月日
(5) 許可番号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証に記載された許可の年月日と許可番号を記載してください。
(6) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
(7) 一般廃棄物処理施設の処理能力
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更がない項目においても、変更前の欄に必要事項を記載してください。 ・ 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
(8) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「別紙のとおり」といった旨を記載し、設置予定場所の敷地内での施設の配置、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を利用して記載したうえで申請書に添付してください。
(9) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、「別紙のとおり」といった旨を記載し、変更後の処理系統図を添付してください。 ・ 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値を記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量もしくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値を記載してください。
<p>(10) 変更の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第5条の2の各号に該当する旨を記載してください。
<p>(11) 着工予定年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点における変更後の一般廃棄物処理施設の着工予定年月日を記載してください。
<p>(12) 使用開始予定年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点における変更後の一般廃棄物処理施設の使用開始予定日を記載してください。

【申請書第2面】
(13) 申請者
(14) 法定代理人
(15) 役員（申請者が法人である場合）

【申請書第3面】
(16) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）
(17) 政令第4条の7に規定する使用人

【添付書類】
<p>①当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 本章の「11 生活環境に及ぼす影響についての調査を記録した書類」で詳述した内容における、「一般廃棄物処理施設を設置すること」について「一般廃棄物処理施設に係る変更を行うこと」と読み替えて調査書を調整してください。
②変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
③第3条第2項各号に係る変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
④中間処理施設にあっては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図（最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面）
⑤変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
⑥変更後の一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

⑦申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑧申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑨申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
⑩申請者が個人である場合には、住民票の写し
⑪申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
⑫申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
⑬申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
⑭申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
⑮申請者に政令4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

3 一般廃棄物処理施設軽微変更届出

（法第9条第3項関係、細則様式第5号）

（1）届出を要する事項

設置が許可された施設について次のア～イの各号のいずれかに該当する変更をする場合、軽微変更届出が必要になります。

ア 軽微変更等届出を要する変更事項
(ア) 2(1)以外の変更及び以下に定める変更
(イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(ウ) ごみ処理施設にあっては、処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法
(エ) し尿処理施設にあっては、汚泥等の処分方法
(オ) 最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画
(カ) 当該一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
(キ) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
(ク) 法第8条第1項の許可を受けた者に係る次に掲げる者
a 法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人
b 法第7条第5項第4号ヌに規定する役員
c 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の

<p>100分の5以上の額に相当する出資をしている者</p> <p>d 政令第4条の7に規定する使用人</p> <p>イ 処理施設の廃止等に係る事項</p> <p>(ア) 処理施設の廃止</p> <p>(イ) 処理施設の休止</p> <p>(ウ) 休止していた処理施設の再開</p>

(2) 届出先・提出部数

細則様式第5号の軽微変更等届出書を、変更等後遅滞なく所轄の地方振興局長に正本1部、副本1部の計2部提出してください。

(3) 届出書及び添付書類

1～2と重複する項目の記載要領を割愛します。

【届出書】
(1) 届出者住所及び氏名
(2) 一般廃棄物処理施設の名称
(3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
(4) 一般廃棄物処理施設の種類
(5) 許可の年月日及び許可番号
<p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の2に規定する軽微な変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 同条の第1、3、4、5号のいずれの規模要件や条件に該当しないが、これらの号に規定する軽微な変更をする場合は、その旨を記載してください。 図面、表等を利用し、その場合「別紙のとおり」といった旨を記載し、添付してください。 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
(7) 氏名又は名称及び住所並びに法人
<p>(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 同条第6号を除く軽微な変更該当する場合は、その旨を記載してください。 図面、表等を利用し、その場合「別紙のとおり」といった旨を記載し、添付してください。 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項
(10) 廃止若しくは休止又は再開の理由
(11) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

- ・ 該当する場合は、廃止・休止・再開の旨記載したうえで、理由を具体的に記載してください。

【添付書類】

- ①一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ②一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- ③設置者（個人）の氏名又は住所に変更があった場合には、住民票の写し
- ④設置者（法人）の名称、住所、代表者の氏名又は役員に変更があった場合には、登記事項証明書
- ⑤法定代理人、役員、株主及び使用人に新たになった者がいる場合には、これらの者の住民票の写し

4 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請

（法第9条の5関係、細則様式第11号）

処理施設の設置許可を受けたものから当該許可に係る処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、所轄の地方振興局長の許可を受ける必要があります。

（1）申請先・提出部数・手数料

細則様式第11号の許可申請書は、所轄の地方振興局長に正本1部、副本1部を提出してください。

手数料はⅢ 申請手数料のとおりです。

（2）申請書及び添付書類

【申請書第1面】

- （1）申請者住所及び氏名
- （2）譲受け若しくは借受けの相手方の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所
- （3）一般廃棄物処理施設の設置の場所
- （4）一般廃棄物処理施設の種類
- （5）許可の年月日及び許可番号

【申請書第2面】

- （6）申請者
- （7）法定代理人
- （8）役員（申請者が法人である場合）

【申請書第3面】

(9) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）
(10) 政令第 4 条の 7 に規定する使用人

【添付書類】
① 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
② 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
③ 申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
④ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑤ 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
⑥ 申請者が個人である場合には、住民票の写し
⑦ 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
⑧ 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
⑨ 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
⑩ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
⑪ 申請者に政令 4 条の 7 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
⑫ 当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

5 一般廃棄物処理施設の合併及び分割許可申請

（法第 9 条の 6 関係、細則様式第 12 号）

設置許可を受けた法人が、合併又は分割によりその法人格が失われ、当該合併又は分割により設立等をした法人が、当該処理施設を承継する場合には、所轄の地方振興局長の認可を受ける必要があります。

（1）申請先・提出部数・手数料

細則様式第 12 号の許可申請書は、所轄の地方振興局長に正本 1 部、副本

1部を提出してください。

手数料はⅢ 申請手数料のとおりです。

(2) 申請書及び添付書類

1～2と重複する項目については記載要領を割愛します。

【申請書】
(1) 申請者住所及び氏名
(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
(3) 一般廃棄物処理施設の種類
(4) 許可の年月日及び許可番号
(5) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
(6) 合併又は分割の方法及び条件
(7) 合併又は分割の理由
(8) 合併又は分割の時期
・ 内容について、添付書類である合併契約書又は分割契約書の写しと照合させてください。

【申請書第2面】
(9) 申請者
(10) 役員（申請者が法人である場合）
(11) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

【申請書第3面】
(12) 政令第4条の7に規定する使用人
(13) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者

【申請書第4面】
(14) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
・ 株主等が個人の場合は本籍と住所を、法人の場合は住所欄に本店の所在地を地番まで正確に記載してください。
・ 株主等が法人の場合、氏名又は名称欄に名称及び代表者名を、生年月日欄に法人の設立年月日を記載してください。

(15) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において政令第4条の7に規定する使用人となる者

【添付書類】
①合併契約書又は分割契約書の写し
②合併の当事者の一方又は吸収分割により当該処理施設を承継する法人が法第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る、1における⑥⑧⑩⑫⑬⑭の書類
③合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該処理施設を承継する法人に係る、1における④⑤⑩⑫⑬⑭の書類
④現に行っている事業の概要を説明する資料

6 一般廃棄物処理施設相続届出

(法第9条の7関係、細則様式第13号、事務処理要領第5の6)

許可施設設置者について相続があったときは、当該許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に所轄の地方振興局長へ届出する必要があります。

(1) 届出先・提出部数

細則様式第13号の届出書は、所轄の地方振興局長に正本1部、副本1部を提出してください。

(2) 届出書及び添付書類

1～2と重複する項目については記載要領を割愛します。

【届出書第1面】
(1) 届出者住所及び氏名
(2) 被相続人との続柄
(3) 被相続人の氏名及び死亡時の住所
(4) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
(5) 一般廃棄物処理施設の種類
(6) 許可の年月日及び許可番号
(7) 相続の開始の日

【届出書第2面】
(8) 相続人
(9) 法定代理人
(10) 政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

【添付書類】

①被相続人との続柄を証する書類 ・ 戸籍謄本や法定相続一覧図等を添付してください。
② 1 における⑤⑦⑨⑩の書類
③相続人が法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
④相続人に政令 4 条の 7 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

7 一般廃棄物処理施設設置特例届出

（法第 15 条の 2 の 5 関係、細則様式第 21 号）

産業廃棄物処理施設（法に基づく設置許可を有するものに限る。）の設置者が、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をその施設で処理する場合には（1）の表に記載するものに限り、当該一般廃棄物の処理を開始する 30 日前までに所轄の地方振興局長へ届け出ることにより許可を受けずに処理することができます。

なお、非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物を処理するときは、前述の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅延なく、その旨及び必要とする書類を届け出ることをもって足りります。当該一般廃棄物は、（1）の表の一般廃棄物にかかわらず、政令第 7 条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とします。

(1) 産業廃棄物設置者に係る一般廃棄物処理施設設置の特例対象となる一般廃棄物一覧（規則第12条の7の16）

対象となる産業廃棄物処理施設	特例対象となる一般廃棄物
1 廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類(特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むもの。)
2 廃プラスチック類の焼却施設	廃プラスチック類
3 政令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設	木くず
4 政令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設	コンクリートの破片その他これに類する不要物
4の2 石綿含有産業廃棄物の熔融施設	石綿含有一般廃棄物
5 政令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体
5の2 政令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場	基準不適合水銀処理物
6 政令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの(特別管理一般廃棄物であるものを除く。)、基準適合水銀処理物

【備考】

上記の1から5までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限り、ただし、非常災害のために必要な応急措置として法第2条の3第1号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であって、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りではありません。

(2) 届出先・提出部数

細則様式第 21 号の特例による設置届出書を、所轄の地方振興局長に正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出してください。

(3) 届出書及び添付書類

【届出書】
(1) 届出者住所及び氏名
(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所 ・ 産業廃棄物処理施設を設置している場所の所在地の住所を記載してください。
(3) 産業廃棄物処理施設の種類
(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
(5) 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
(6) 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられる場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）
(7) 法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件 ・ 施行規則第 12 条の 5 の規定により交付された許可証に記載されている内容を記載してください。 ・ 当該施設が規則第 12 条の 7 の 16 第 4 号の 2 に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を記載してください。
(8) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み ・ 種類ごとにどれくらいの量まで処理するのかの旨、又は年間等の処理量を記載してください。 ・ 当該施設が規則第 12 条の 7 の 16 第 4 号の 2 に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が規則第 12 条の 7 の 16 第 5 号の 2 又は第 6 号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含みます。 ・ 規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項に基づく非常災害のための必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、その一般廃棄物が生じた時期及び地域を記入してください。

【添付書類】
①当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る規則第 12 項の 5 に規定する許可証の写し
②他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げる <u>いずれかの書類</u> ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第 7 条第 6 項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類 イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であ

<p>ることを示す書類</p> <p>ウ <u>規則第2条の3第1号※</u>、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類</p> <p>エ 政令第5条の9に規定する認定証の写し</p> <p>オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行うものであることを示す書類</p>
--

※ 規則第2条の3第1号に基づく市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行うもの（以下「受託者」という。）であることを示す書類（以下「委託確認書類」という。）については、第一に市町村との一般廃棄物の処理委託契約書（以下「契約書」という。）の写しが考えられますが、委託契約は届出受理後でなければ締結されないなどの理由により、契約書の写しを添付することができないことが想定されることから、次に掲げる書類についても委託確認書類としてみなすことができます。

ただし、いずれの場合においても、委託契約の締結後、速やかに契約書の写しを提出してください。

- (ア) 契約書の案
- (イ) 届出受理後に、市町村と受託者における一般廃棄物の処理に関する委託契約締結確認されていることがわかる書類、処理する一般廃棄物の品目・量及び処理期間が記載された書類
- (ウ) その他委託確認書類として適当と認められる書類

8 特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種別変更等の届出

（規則第12条の7の17第5項関係、細則様式第23号）

7で届け出た産業廃棄物処理施設について変更等が生じたとき、又は一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは（これら2通りの対応について、非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物を処理した場合も含む）、当該変更等の日から10日以内に7の届出に対し交付された受理書を添えて所轄の地方振興局長へ届け出る必要があります。

なお、変更後の産業廃棄物処理施設で7による届出以外の一般廃棄物を処理する場合には、再度7に基づき届出書を提出してください

また、非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物の処理が完了した場合は、一般廃棄物の処理事業の廃止の旨を届け出てください。別に発生した非常災害のために必要な応急措置として当該一般廃棄物と同種の一般廃棄物を処理する場合は、再度7に基づき届出書を提出してください（例：産業廃棄物処理施設Aで特例届出により台風○号の被害により発生した一般廃棄物

の木くずの処理が完了したら、廃止を届け出る。数年後、台風や地震の被害により発生した一般廃棄物の木くずを当該産業廃棄物処理施設 A で特例により処理を行いたいとき、特例届出書を提出する。)

(1) 届出先・提出部数

細則様式第 23 号に基づく変更及び廃止に係る届出書を、所轄の地方振興局長に正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出してください。

(2) 届出書及び添付書類

7 と重複する項目については記載要領を割愛します。

【届出書】
(1) 届出者住所及び氏名
(2) 届出の内容 ・ 「1 産業廃棄物処理施設の種類の変更」、「2 処理する産業廃棄物の種類の変更」、「3 一般廃棄物処理の事業の廃止」のいずれかを選択して番号を○で囲んでください。
(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
(3) 産業廃棄物処理施設の種類
(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
(5) 届出の年月日 ・ 7 の届出を行った年月日を記載してください。
(6) 変更（廃止）年月日 ・ 産業廃棄物処理施設の種類の変更又は処理する産業廃棄物の種類の変更 或いは一般廃棄物処理の事業の廃止を行った年月日を記載してください。

【添付書類】
① 7 の届出に対し交付された受理書
② 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る規則第 12 項の 5 に規定する許可証の写し
③ 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げる <u>いずれかの書類</u> ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第 7 条第 6 項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類 イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ウ <u>規則第 2 条の 3 第 1 号※</u> 、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に該当する者であることを示す書類 エ 政令第 5 条の 9 に規定する認定証の写し オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行うものであることを示す書類

9 添付書類の詳細

Ⅳ、Ⅴの手続きでの一部の添付書類の詳細は以下のとおり。

【添付書類】
<p>①当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設設置事業場敷地内での施設の配置を記載した図面（事業場平面図等）を添付してください。・ 施設の平面図、立面図、断面図、構造図などを添付してください。・ 処分前及び処分後の、廃棄物の保管計画図、保管面積、保管容量が確認できる計算書を添付してください。・ 施設の処理能力（破碎能力、脱水能力、焼却能力など）が確認できる計算書を添付してください。
<p>②処理工程図（最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中間処理施設の場合にあつて、廃棄物処理の各工程のほか、事業場内における廃棄物の受け入れから搬出までの一連の工程が明らかとなる工程図を添付してください。
<p>③当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業場周辺の 1/25000～1/5000 程度の図面を添付してください。
<p>④当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ （一財）日本環境衛生センターの技術管理者講習会修了証などを添付してください（産業廃棄物処理業に係る講習会修了証ではないことに注意）。・ 廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 17 条において、技術管理者の資格が定められており、当該資格を有することが確認できる書類でも可能です。・ 技術管理者が役員・政令使用人以外の社員の場合は、社員であることを証する書類（健康保険被保険者証の写し、代表者による略歴証明書等）を添付してください。
<p>⑤当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の設置に係る費用、維持管理に要する費用（管理費、動力光熱費等）などを算定して記載してください。・ 資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む。）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載し、利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載してください。・ 多額の設備投資を必要とする場合、事業収支計画書を添付してください。
<p>⑥申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付す</p>

べき額及び納付済額を証する書類

⑦申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- ・ 経理的基礎を有すると判断されるためには債務超過の状態ではなく、毎年度利益を計上していること又は自己資本比率が1割を超えていることが原則ですが、なお次によります。
- 納税証明書において、納税額が0円である場合は、事業経営上どのような理由によるものであるかの理由書等を添付してください。なお、3カ年分全てが0円である場合は、理由書の他、今後3カ年分以上の事業改善計画書を作成し添付してください。(税理士や中小企業診断士が作成したものが望ましいです。)
- 設立間もない法人の場合は、法人の預貯金残高証明書、今後5ヶ年の事業計画書を添付してください。
- 最新決算期において債務超過となっている法人は中小企業診断士等による診断書を添付してください。
- 最新決算期において繰越損失がある場合は、事業改善計画書を提出してください。

※ 計画書や診断書を添付すれば必ず経理的基礎を有していると判断されるものではなく、その内容によって判断されるものであります。

- ・ 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、⑥～⑦の書類に代わり、当該有価証券報告書を添付できます。

⑧申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- ・ 代表者によって原本証明されたものであること。
- ・ 登記事項証明書は法人登記簿謄本(現在事項又は履歴事項全部証明書)であること。
- ・ 直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、この書類に代わり、当該有価証券報告書を添付できます。

⑨申請者が個人である場合には、住民票の写し

- ・ 市町村発行の原本の写しであること。
- ・ 本籍地が記載されていること。
- ・ 外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等の記載があるものに限る。
- ・ マイナンバーが記載されていないこと。

⑩申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本手引きの別紙様式に記名、押印してください。
<p>⑪申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）</p> <p>⑫申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し</p> <p>⑬申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）</p> <p>⑭申請者に政令4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑪～⑭の住民票の写しについて、⑨と同様の注意事項です。
<p>⑮当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「11 生活環境に及ぼす影響についての調査を記録した書類」のとおり。

【備考】

- ・ 各証明書等は申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- ・ 法第8条第1項の許可又は第9条第1項の変更の許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、⑧～⑭に掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出できます。（先行許可証の提示）

10 添付書類の省略について

（規則第21条）

同時に2以上の申請書や届出書（以下、「申請書等」という）を提出する場合において、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、最初の申請書等にこれを添付し、他の申請書等には「最初の申請書等の添付書類と同一の内容である」旨を記載することで、最初の申請書等に添付した書類の添付を省略することができます。

例えば、提出したい申請書等が2種類あり、どちらも添付書類に「住民票の写し」が必要であった場合、この2種類で求める「住民票の写し」が同一であれば、「住民票の写し」の提出は1枚だけで十分ということです。

11 生活環境に及ぼす影響についての調査を記録した書類

生活環境影響調査書の作成に当たっては、環境省が策定した「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき実施し、生活環境影響調査書を調製してください。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」は、下記より入手できます。

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針

アドレス：http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html

<環境省HP ⇒ 廃棄物・リサイクル対策 ⇒ 行政資料：その他関連情報 ⇒ ガイドライン⇒ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針>

(1) 設置しようとする一般廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する一般廃棄物の種類を勘案し、当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの。(以下「一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。)

- 調査事項及び各調査事項の具体的な項目(以下「生活環境影響調査項目」という。)については、一般廃棄物処理施設の種類及び規模、処理される廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査事項及び生活環境影響調査項目を選定してください。
- 生活環境影響調査項目は、調査事項ごとに次に示すもののなかから選定することを基本とします。

ア 大気汚染

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類の濃度その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目。

廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排ガスについては、二酸化窒素の濃度等

イ 水質汚濁

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量(排出先が海域又は湖沼の場合は化学的酸素要求量)、浮遊物質、窒素又はリンの含有量(排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。)その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

ウ 騒音

処理施設及び廃棄物運搬車両等から発生する騒音

エ 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

オ 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等

(2) 一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握方法

- ・ 調査項目に係る現況把握の具体的な方法としては、処理施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえて、調査対象地域を設定したのち、既存の文献又は資料により行うこととし、それらだけでは現況把握が不十分な場合には、現地調査によりこれを補うものとします。

(3) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

- ・ 調査項目に係る現況把握の方法としては、既存の文献又は資料により行うこととし、それらだけでは影響の予測及び影響の程度の検討を行う上で不十分な場合には、現地調査によりこれを補うものとします。
- ・ 把握する自然的条件及び社会的条件については、調査事項ごとに次に示すものを基本とします。

ア 大気汚染

気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

イ 水質汚濁

水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源

ウ 騒音

土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

エ 振動

土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

オ 悪臭

気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

※気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査としてください。

(4) 当該一般廃棄物処理施設を設置することにより予測される一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

- ・ 処理施設の設置により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測方法を記載してください。
- ・ 生活環境に対する影響の予測は、計画されている処理施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられる予測方法により行うこととし、定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例から類推等により行ってください。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度について

は、その影響が最大となると想定される時期における予測を行ってください。

ア 大気汚染

プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法

イ 水質汚濁

数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法

ウ 騒音

騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法

エ 振動

振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法

オ 悪臭

煙突等から排出される悪臭については、プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は悪臭指数を予測する方法

施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法

(5) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

- ・ 処理施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と併せて分析結果を記載してください。
- ・ 調査項目ごとの分析すべき影響は、次に示すものを原則としてください。

ア 大気汚染

寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

イ 水質汚濁

排水の排出口の直下流の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響

ウ 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらすべての地点）における影響

エ 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさ寄与が複数地点において生じる場合は、それらすべての地点）における影響

オ 悪臭

煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となる予測される地点（同等の大きさ寄与が複数地点において生じる場合は、それらすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域における影響

(6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水のうち、これらに係る事項を一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、処理施設の構造又は処理する廃棄物の種類により影響の発生が想定されない場合（例えば、排水を排出しない処理施設での水質汚濁の影響など）等については、調査を行うことを要しませんが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載してください。

(7) その他当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

注1) 生活環境影響調査書は、処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなどわかりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出展を明らかにしてください。

注2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく評価書又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）等或いは福島県産業廃棄物処理指導要綱第3章に基づき実施された環境影響調査（生活環境影響調査書に相当する内容を有するものに限る。）の結果であって必要な記載事項を満たしているものを、法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えありません。

注3) 2以上の廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、当該施設の設置は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものであること。

VI 一般廃棄物処理施設許可申請等の受理後の主な手続き

申請者から一般廃棄物処理施設の設置許可、変更許可、譲受け許可又は借受け、合併及び分割許可に係る申請があった場合は、設置許可、変更許可については事前協議の状況を踏まえた申請内容が適当であることを、譲受け又は借受け許可、合併及び分割許可については申請内容が適当であることを確認した後、県は収受します。

一般廃棄物処理施設の設置許可、変更許可について、県は、法令等で定める許可基準への適否について審査を行い、適合している場合には申請者に許可証（細則様式第2号）を交付します。

この審査の中で、設置しようとする施設が最終処分場や焼却施設である場合には、法令に基づき1に記載する告示・縦覧手続を行います。

また、設置許可後に設置工事が行われますが、設置工事が完了して施設を使用するためには、法令に基づき2に記載する使用前検査を受けて県の確認を受けなければいけません。

1 告示・縦覧

焼却施設や最終処分場の設置許可申請では、申請書を受理したのち、法令に基づき、県が縦覧場所等を告示し、申請書類及び生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供することになります。縦覧期間は告示の日から1ヶ月間です。

告示・縦覧後、処理施設の設置に関し生活環境保全上の関係がある市町の長、利害関係者より生活環境保全上の見地からの意見が提出されることがあります。その後、許可申請内容や上記の意見について専門家からの意見を聴くこととなります。

なお、この告示・縦覧手続は、最終処分場や焼却施設での変更許可申請でも同様に行われます。

2 使用前検査

申請にあたっては以下の書類が必要です。申請後、申請者の立ち会いのもと、県が施設の現地確認を行います。

なお、使用前検査の結果で、適合である旨の通知後でなければ施設を稼働することはできません。

<使用前検査申請に必要な書類>

- ・一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（細則様式第3号）
- 申請者氏名及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- 設置場所
- 許可の年月日及び許可番号

- 竣工の年月日
- 使用開始予定年月日
- ・ 竣工後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、及び構造図
- ・ その他参考となる書類又は図面、写真等

3 許可証の再発行

紛失等の理由から設置許可証又は変更許可証の再交付を要望する場合、所轄の地方振興局長にまず相談していただき、地方振興局が提示する様式に必要事項を記入して、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

手数料はⅢ 申請手数料のとおりです。

VII 一般廃棄物処理施設の使用開始後の主な手続き

一般廃棄物処理施設で処理を行う場合は、法令に定める維持管理基準や施設毎に定める維持管理計画などに基づき適切に処理を行わなければなりません。

一般廃棄物処理施設の使用開始後の主な手続きとしては、「維持管理状況の記録・閲覧・公表」(1に記載)、「一般廃棄物処理施設変更許可申請」等(Vに記載)、「最終処分場に関する埋立終了や廃止」(2に記載)、「定期検査」(3に記載)などがありますので、具体的な手続内容について管轄する地方振興局にお問い合わせください。

1 維持管理状況の記録・閲覧・公表

最終処分場や焼却施設については、放流水や排ガス等に関する維持管理の状況を記録し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならないこととなっています。また、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する必要がありますので、適切に行ってください。

2 最終処分場

最終処分場は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

省令等により、構造基準・維持管理基準・廃止基準が定められています。

なお、最終処分場を廃止する場合には、①埋立処分終了 → ②埋立処分終了届出の提出 → ③水質等の維持管理 → ④最終処分場廃止確認申請 → ⑤廃止確認、といった流れとなります。

また、法令の定めにより、特定一般廃棄物最終処分場^{*}の設置者は、最終処分場における埋立処分の終了後に必要な維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの間、埋立処分の終了後から施設の廃止に至る間の維持管理に必要な費用を、維持管理積立金として積み立てる必要があります。

^{*}特定一般廃棄物最終処分場とは、国又は地方公共団体が設置するなどの一般廃棄物最終処分場以外の全ての一般廃棄物最終処分場です。

3 定期検査

一般廃棄物処理施設(焼却炉及び最終処分場)の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について定期的に県の検査を受けなければなりません。定期検査の期間は法第8条の2第5項の検査(使用前検査)を受けた日(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3ヶ月以内となります。検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書(細則様式第3号の2)を提出しなければなりません。

- ・ 申請者氏名及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- ・ 一般廃棄物処理施設の種類
- ・ 許可の年月日及び許可番号

様式集

事前協議様式

第1号	一般廃棄物処理施設設置等事業計画書.....	51
別紙1	中間処理施設概要書.....	52
別紙2	最終処分場概要書.....	54
別紙3	一般廃棄物処理施設設置等に係る地元住民等との調整状況調査.....	56
第4号	一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書.....	57

※第2号及び第3号は県及び市町村が用いる様式なので掲載していません。

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所
設置等予定者

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

一般廃棄物処理施設設置等事業計画書

福島県産業廃棄物処理指導要綱第8条第1項の規定に準じて、一般廃棄物処理施設設置等事業計画について次のとおり協議します。

事業計画の概要	1 設置		2 構造変更		3 規模変更	
事業者の概要	資本金	円	従業員数	人		
	現在の主な業務内容					
	一般廃棄物関係業務実績概要					
	他県の一般廃棄物関係許可取得状況					
概要	関係法令の違反状況					
施設の概要	別紙のとおり	別紙1	中間処理施設	（ ）		
		別紙2	最終処分場	（ ）		
担当者の職氏名						

中間処理施設概要書

設置場所					
中間処理施設概要	一般廃棄物名				
	施設の種類				
	処理方式				
	処理能力	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時
	稼働時間				
公害防止の概要	大気汚染防止対策				
	水質汚濁防止対策				
	地下水汚染防止対策				
	飛散流出防止対策				
	悪臭防止対策				
	騒音・振動防止対策				
放流水	水量	水質			放流公共水域の名称
	m ³ /日	BOD	mg/l、その他()		
保管施設概要	一般廃棄物名				
	保管施設面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	保管容量	m ³	m ³	m ³	m ³
	保管方法				
中間処理後の物の概要	種類名				
	発生量	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時
	処分方法(有価物にあっては利用方法)				
	処分を委託する場合には委託先(有価物にあっては売却先)の住所・氏名				

中間処理施設への道路状況 (計画地 m周辺)						
処理する一般廃棄物の県内 外の割合		県内	%	県外	%	
施設の従業員予定数		人		地元雇用予定数	人	
中 間 処 理 施 設 に 係 る 土 地 の 概 要	地 番	面 積	地 目	現 況	土地所有者の 住所及び氏名	所有地・借地の別
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
隣 接 地	地 番	現 況	土地所有者の住所及び氏名			
周辺居住者等との調整状況		別紙3のとおり				

最 終 処 分 場 概 要 書

設 置 場 所				
全 体 の 処 理 能 力		処 分 場 面 積	埋 立 地 面 積	埋 立 地 容 積
		m ²	m ²	m ³
内 訳		埋 立 期 間	埋 立 地 面 積	埋 立 地 容 積
	第 1 期	年 月～ 年 月	m ²	m ³
	第 2 期	年 月～ 年 月	m ²	m ³
	第 3 期	年 月～ 年 月	m ²	m ³
埋め立てる一般廃棄物の種類				
埋立て方式の概要				
処 分 場 の 構 造 ・ 公 害 防 止 の 概 要	囲いの構造		保安距離	
	周囲からの地表水の流入防止措置			
	一般廃棄物の流出防止用擁壁等の措置			
	水質監視用井戸の数			
	水質汚濁防止対策			
	地下水汚染防止対策			
	悪臭防止対策			
	衛生害虫対策			
	火災発生防止対策			
	通気対策			
放 流 水	水 量	水 質		放流公共水域の名称
	m ³ /日	BOD	mg/l、その他()	
主 要 設 備 の 概 要		ブルドーザー	台	バックホー
			台	その他()台

処分場計画地の地形		1 くぼ地 6 低湿地	2 平たん地 7 その他 (3 傾斜地	4 山間地)	5 台地
処分場への道路状況 (計画地 m 周辺)						
処理する一般廃棄物の県内外の割合		県内	%		県外	%
施設の従業員予定数		人		地元雇用予定数		人
最終処分場に 係る土地の 概要	地番	面積	地目	現況	土地所有者の 住所及び氏名	所有地・借地の別
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
隣 接 地	地番	現況	土地所有者の住所及び氏名			
周辺居住者等との調整状況		別紙3のとおり				
跡地利用計画						

(様式第1号 別紙3)

一般廃棄物処理施設設置等に係る地元住民等との調整状況調査

状 況 項 目	調 査 状 況
隣接する土地 の所有者との 調整	1 隣接する土地の所有者 () 人 2 同意者数 () 人 3 不同意者数 () 人 4 不同意の理由
周辺居住者等 との調整	1 地元説明会 (有・無) 開催状況 2 同意取得状況 (1) 範囲等 (同意取得の範囲) 処理施設等の敷地境界からの距離 () m 世帯数等 () 世帯 () 人 (2) 同意者数 () 世帯 () 人 (3) 不同意者数 () 世帯 () 人 (4) 不同意の理由 3 地区代表者との調整 同意取得の有無 (有・無) 地区代表者の住所氏名 ()
搬入道路周辺 の居住者との 調整	1 同意取得の範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 () m 搬入道路の道路敷境界からの距離 () m 世帯数等 () 世帯 () 人 2 同意者数 () 世帯 () 人 3 不同意者数 () 世帯 () 人 4 不同意の理由
下流域の水利 権者との調整	1 同意取得範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 () m 2 同意者数 団体の場合 () 団体 個人の場合 () 世帯 () 人 3 不同意者数 団体の場合 () 団体 個人の場合 () 世帯 () 人 4 不同意の理由
水路管理者と の調整	同意取得の取得 (有・無) 水路管理者の住所及び氏名

福島県 地方振興局長

住 所

設置等予定者

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書

一般廃棄物処理施設設置（変更）の事前協議を受けたいので、福島県産業廃棄物処理指
導要綱 第10条第1項 の規定に準じて、次のとおり提出します。
第10条の2第3項

一般廃棄物処理 施設等の使用区分	1 事業者用（事業場敷地内に設置）
	2 事業者用（事業場敷地以外の場所に設置）
	3 営業用
一般廃棄物処理 施設等の種類	
変更 協議 の 場 合	変更前
	変更後

記入上の注意

- 1 該当する番号に○を付すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、具体的な施設の名称を記入すること。

細則様式

第1号	一般廃棄物処理施設設置申請書	59
第3号	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	63
第3号の2	一般廃棄物処理施設定期検査申請書	64
第4号	一般廃棄物処理施設変更許可申請書	65
第5号	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	69
第6号	一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	70
第7号	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	72
第11号	一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	74
第12号	合併・分割認可申請書	77
第13号	相続届出書	81
第21号	一般廃棄物処理施設設置特例届出書	83
第23号	特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の種類変更等届出書	84

※福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式において、一般廃棄物処理施設に係る申請又は届出に用いる様式のみを掲載しています。

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

福島県知事

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 番 号			
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
※事務処理欄			

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

申請者	個人である場合		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	法人である場合		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあっては、焼却施設、破砕処理等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等処理する一般廃棄物の種類を全て記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	
年 月 日	
福島県知事	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月 日	年 月 日
※ 受 付 欄	

備考 ※欄は、記入しないこと

様式第3号の2(第2条の2関係)

一般廃棄物処理施設設定期検査申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所
氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 (許可番号 第 号)
※事務処理欄	

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日	
福島県知事			
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号		第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変 更 後	変 更 前
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※許 可 番 号			
※事 務 処 理 欄			

申請者	個人である場合		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	法人である場合		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
法人である場合			
(ふりがな) 名称		住所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 住	籍 所
		割 合		

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあっては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等処理する一般廃棄物の種類をすべて記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 7 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
<p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項 (同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可 (届出) の年月日及び許可番号		年 月 日 (許可番号第 号)	
変 更 の 内 容	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 2 に規定する軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人又は市町村にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 に掲げる事項の変更 (同条第 6 号関係を除く。)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項 (市町村にあつては、記載の必要なし。)		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふ り が な)	住 所	
	名 称		
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふ り が な)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事務処理欄			
備考			
<p>1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>			

（表面）

<p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（第9条の3第11項において準用する同法第9条第4項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>							
<p>施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先</p>	<p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>						
<p>設 置 場 所</p>							
<p>許可（届出）の年月日及び許可番号</p>	<p>年 月 日（許可番号 第 号）</p>						
<p>埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">面積</td> <td style="width: 33%;">埋立ての深さ</td> <td style="width: 33%;">覆土の厚さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </table>	面積	埋立ての深さ	覆土の厚さ		m ²	m
面積	埋立ての深さ	覆土の厚さ					
	m ²	m					
<p>埋立処分の方法</p>							
<p>※ 事務処理欄</p>							

(裏面)

埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m ³)	性 状
備考 ※欄は、記入しないこと。			

（表面）

<p>一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
設 置 の 場 所		
許可（届出）の年月日 及び許可番号	年 月 日（許可番号 第 号）	
埋め立てた一般廃棄物の 種類及び数量	種 類	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての 深さ	面積 埋立ての深さ m ² m	
埋 立 処 分 の 方 法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">※欄は、記入しないこと。地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年^{総理府}厚生省^令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。	

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書
借受け

年 月 日

福島県知事

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の
譲受け
借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け又は借受けの許可の 年 月 日	年 月 日
※譲受け又は借受けの許可番号	第 号
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者	個人である場合		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	法人である場合		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
法人である場合			
(ふりがな) 名称		住所	
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
令第4条の7に規定する使用人（申請人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「一般廃棄物処理施設の種別」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。			
3 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
※手数料欄			

合併・分割認可申請書	
年 月 日	
福島県知事	
申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	第 号
※事務処理欄	

(第2面)

⑧

申請者

(ふりがな)		住	所
名	称		

⑨

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

⑩

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

(第3面)

⑪

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

⑫ 合併後存続する法人もしくは合併により設置される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第4面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

	発行済株式の総数	株		出資の額	本籍
		保有する株式の数又は出資の金額	割 合		
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日			

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者

	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 ②の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 ⑧の欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 4 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 5 ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれに準ずる者（いい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又は、これらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む）。

※手数料欄

（表面）

相続届出書 年 月 日	
福島県知事	
届出者 住 所 氏 名 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）			
個人である場合			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合			
(ふりがな) 名称		住所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。			
3 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全てのものを記載することとし、記載しきれないときはこの様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

様式第 21 号 (第 17 条関係)

一般廃棄物処理施設設置特例届出書

年 月 日

福島県知事

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の特例について、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所																			
産業廃棄物処理施設の種類																			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類																			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号																		
産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合に あつては、廃棄物の埋立処分の用に供さ れる場所(既に廃棄物が埋め立てられて いる場所を除く。)の面積及び残余の埋立 容量)	<table> <tr> <td></td> <td>$m^3/日$</td> <td>() 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$t/日$</td> <td>() 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$m^3/時間$</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>$t/時間$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>m^2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残余の埋立容量</td> <td>m^3</td> <td></td> </tr> </table>		$m^3/日$	() 時間		$t/日$	() 時間		$m^3/時間$			$t/時間$		面積	m^2		残余の埋立容量	m^3	
	$m^3/日$	() 時間																	
	$t/日$	() 時間																	
	$m^3/時間$																		
	$t/時間$																		
面積	m^2																		
残余の埋立容量	m^3																		
法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業 廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件																			
産業廃棄物処理施設において処理する一 般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み																			
備考																			
<p>1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 「産業廃棄物処理施設の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 5 の規定により交付された許可証に記載されている種類を記入すること。</p>																			
※事務処理欄																			

様式第 23 号 (第 18 条関係)

特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類変更等届出書

年 月 日

福島県知事

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 5 項の規定により、特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等について、関係書類を添えて届け出ます。

届 出 の 内 容	1 産業廃棄物処理施設の種類の変更 2 処理する産業廃棄物の種類の変更 3 一般廃棄物の処理の事業の廃止	
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類	変 更 前	変 更 後
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	変 更 前	変 更 後
届 出 の 年 月 日	年 月 日	
変 更 (廃 止) 年 月 日	年 月 日	
備考		
1 ※欄は、記入しないこと。 2 「届出の内容」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。 3 「産業廃棄物処理施設の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 5 の規定により交付された許可証に記載されている種類を記入すること。		
※事務処理欄		

その他様式

【様式】

誓約書

私（当法人）は、本申請にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでに該当していないことを誓約します。

年 月 日

申請者

印

福島県知事 様

欠格要件について

一般廃棄物処理施設の許可に係る欠格要件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第7条第5項第4号に規定する次のものをいいます。

1	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5	廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
6	廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に

<p>第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
<p>7 6に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、6の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出にかかる個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
<p>8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>
<p>9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記の1から8のいずれかに該当するもの</p>
<p>10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記1から8のいずれかに該当する者のあるもの</p>
<p>11 個人で政令で定める使用人のうちに上記1から8のいずれかに該当する者のあるもの</p>